

# 滋賀県新型コロナウイルス感染症発生時の 介護関連施設・事業所間の応援事業 (職員派遣・代替サービス提供)

「愛称:びわこ感染制御支援チーム」  
～ Biwako Infection Control Assistance Team **B-ICAT** ～

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課

令和3年4月

# 滋賀県新型コロナウイルス感染症発生時の 介護関連施設・事業所間の 応援事業 (職員派遣・代替サービス提供) **B-ICAT**

## (概要)

事業所等で働く「職員」や「利用者」が新型コロナウイルス感染症に感染、または濃厚接触者となる

- 感染者 → 入院、宿泊療養、自宅療養
- 濃厚接触者 → 自宅待機(2週間)

職員の出勤や利用者のサービス利用が困難となる。

利用者の日常生活を支援

### 県内の事業所連携による事業所間の相互応援システム

- I 職員が不足する事業所に対し、他の事業所からの応援職員派遣(施設系)
- II 他の事業所による代替サービス提供(在宅系)

# 介護関連施設・事業所間の応援事業の柱 *B-ICAT*の柱



職員派遣

施設系



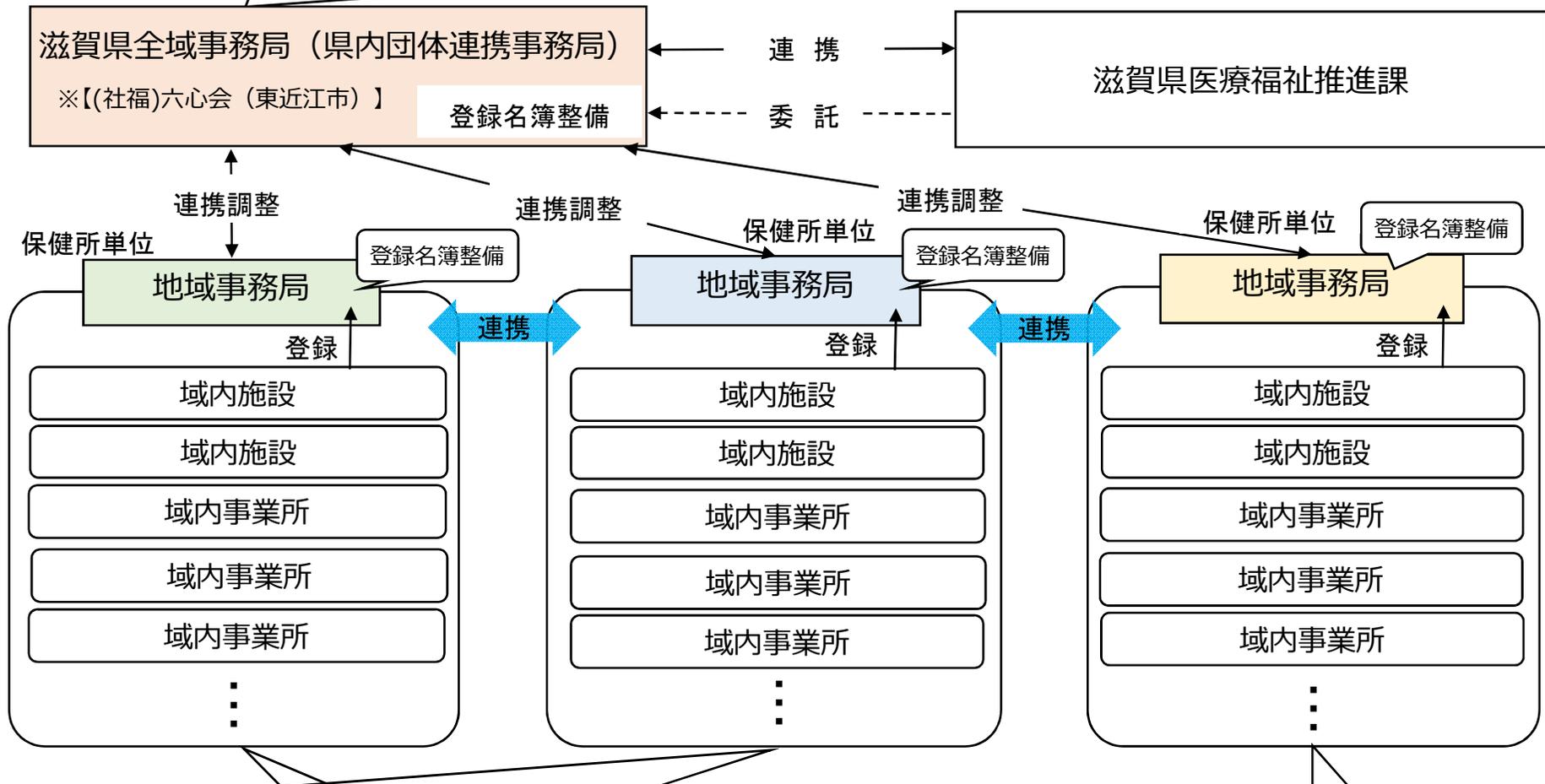
代替  
サービスの  
提供

在宅系

# 介護関連施設・事業所等間の応援事業のイメージ

## コーディネート機能の整備

- 登録法人・施設・事業所・派遣職員数・派遣職種等を取りまとめた応援事業登録内容一覧の作成
- 職員派遣依頼、代替サービス利用調整依頼の受付および決定
- 依頼先・依頼元施設間の派遣協定締結の調整
- 職員派遣の調整および代替サービス利用に向けた情報整理提供・調整支援 等

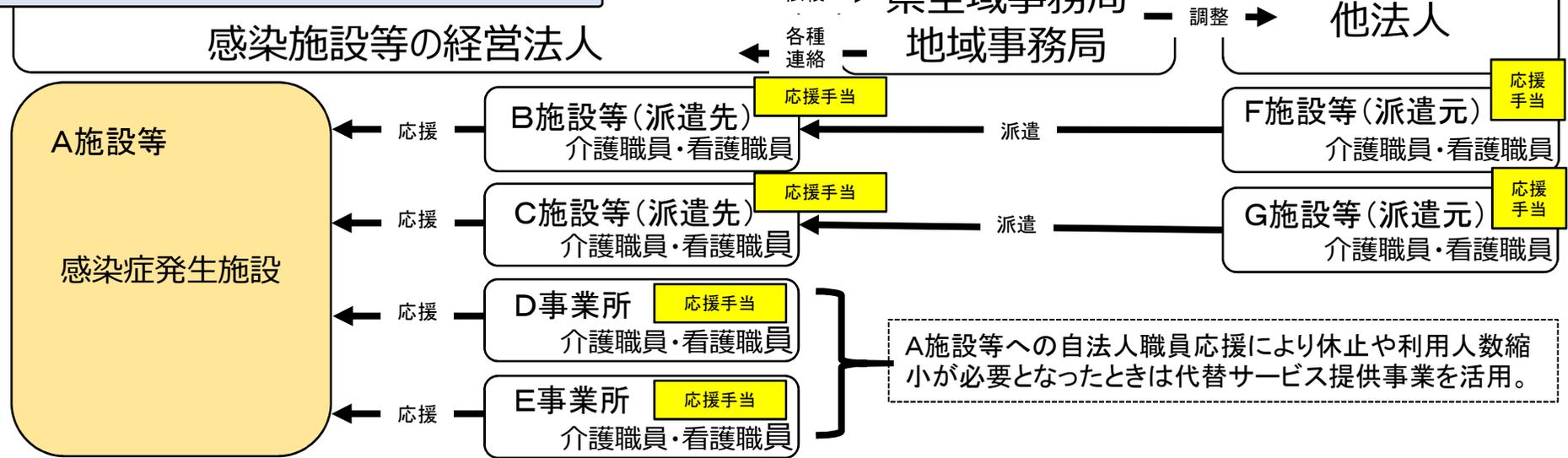


平常時からの衛生用品備蓄・ゾーニング・感染症研修の実施等



# I 介護関連施設間の職員派遣のイメージ（施設系）（詳細）

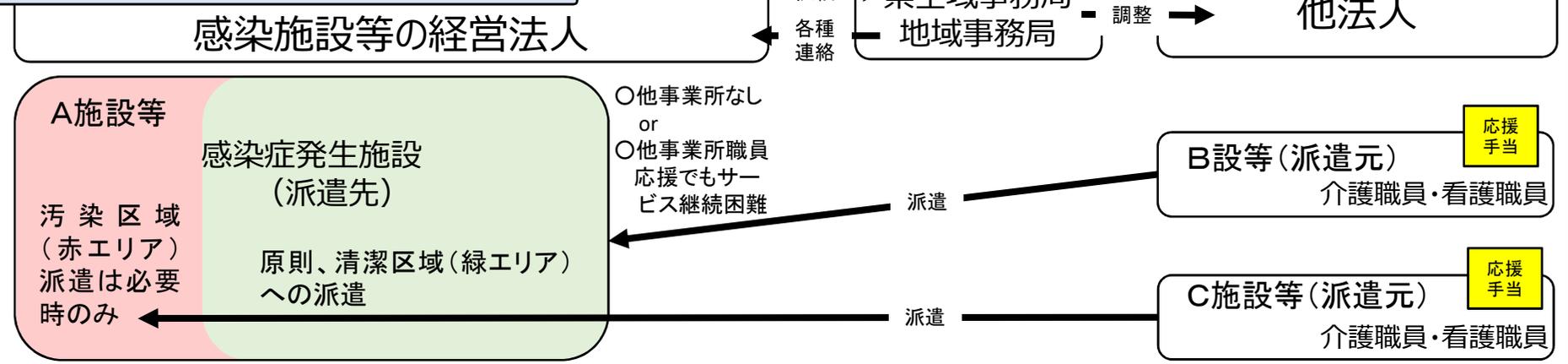
## ① 複数施設を運営する法人の場合（玉突き派遣）



○感染症発生施設に対する職員派遣は、感染施設等の経営法人の他事業所等の職員が応援に入り、このことにより手薄となった施設に等に対して、他法人職員を派遣することを原則とする。

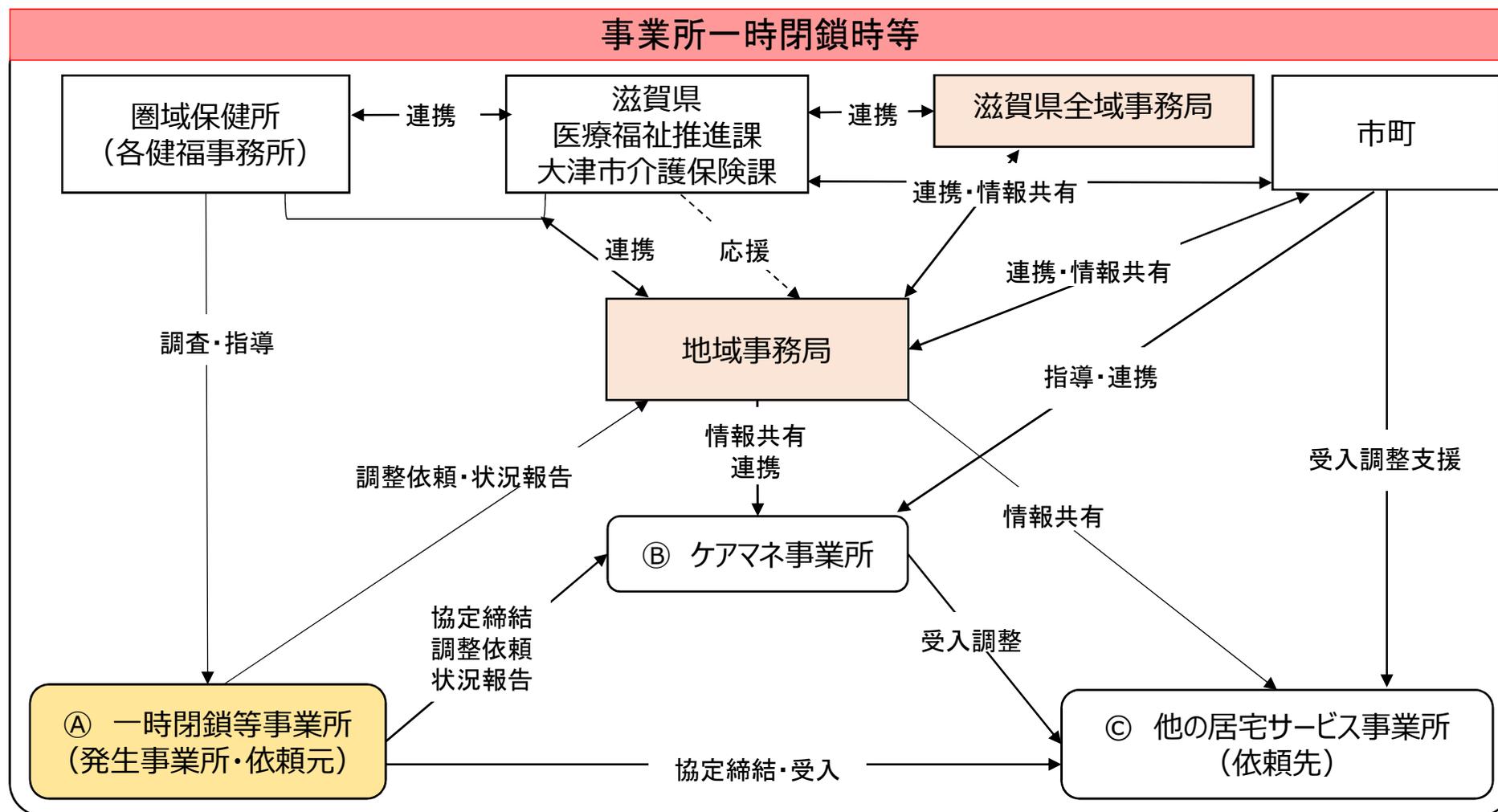
### 発生施設に直接派遣する場合

## ② 1施設のみ運営する法人の場合（直接派遣）



○感染症発生施設に対して職員を派遣する場合であっても、清潔区域での業務に従事することを原則とし、汚染区域での業務従事はサービス継続に向けてどうしても必要な場合のみとする（汚染区域での業務従事を可とする者を派遣）。

## Ⅱ 居宅サービス事業所間の代替サービス調整のイメージ（在宅系）



◎居宅サービス事業所において、事業所の一次休止等により代替サービスの調整が必要となった場合、県(大津市)は保健所と連携し、利用者にかかる陽性・濃厚接触等の情報を得て市町に伝達し、市町と居宅介護支援事業所間の調整を促すことで、代替サービスの調整を行う。



## 応援手当（職員派遣・代替サービス提供）・調整手当（代替サービス調整）等にかかると補助事業について

### 1. 新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス継続支援事業

- 職員派遣事業で「派遣元が負担する応援手当や旅費、宿泊費等」
- 代替サービス提供事業で「受入法人が負担する応援手当」
- 代替サービス提供事業で「依頼先が負担する調整手当」

→ これらは、当該事業における「かかり増し経費」の対象となり、県から支出相当額を補助することができます。  
(ただし、サービスの種類ごとに補助の上限額の設定あり)

### 2. 新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難高齢者支援事業

#### 「目的」

同居家族が感染により入院し、濃厚接触者やその疑いがあると判断された要介護高齢者(要支援含む)の在宅生活を支援するために、通常の介護保険サービスでは対応できない場合に、サービス提供の意思のある事業所に県独自の介護保険外サービスの提供の委託を行うことで、当該要介護高齢者(要支援含む)の在宅生活を支援。

#### (適用の例)

- 訪問介護の適用では対応できない場合
- 小規模多機能型居宅介護事業所(看護多機能含む)であって、受け入れることで登録定員を超える場合  
→ 制度上、小規模多機能等で対応できないが、介護保険外の県事業を提供することで対応可能
- 小規模多機能型居宅介護事業所(看護多機能含む)で感染症が発生し、当該事業所の利用者に対して、代替サービスを提供する場合  
→ 制度上、他事業所によるサービス提供はできないが、介護保険外の県事業を提供することで対応可能